

令和6年度 特別徴収義務者様へのご案内

1. 定額減税(特別税額控除)について

1) 市民税・都民税(個人住民税)に係る定額減税概要

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却の一時的な措置として、定額減税(特別税額控除)を実施することとなりました。

対象者：令和6年度個人住民税を納めていただく方のうち、合計所得金額が1,805万円以下(給与収入2,000万円以下に相当)の方で、住民税所得割が課税の方

減税額：本人1万円

控除対象配偶者を含めた扶養親族(国外居住者を除く)1人につき1万円

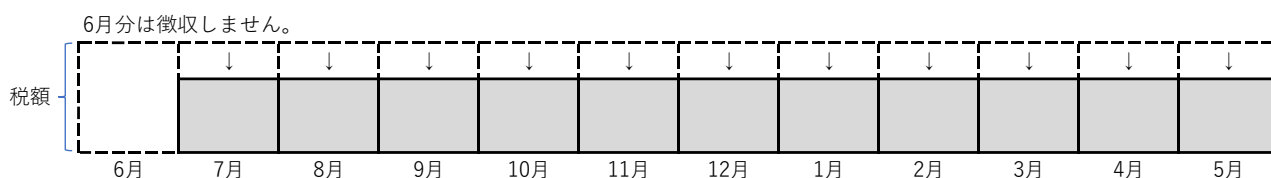
※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

定額減税は、全ての控除を行った後の所得割から減税を行います。(※寄付金控除や住宅借入金等特別控除等の税額控除後の税額から減額します。また、均等割・森林環境税からの減額は行いません。)なお、市から通知している税額は、定額減税後の実際に納付していただく税額です。定額減税額を特別徴収義務者様で計算していただく必要はありません。

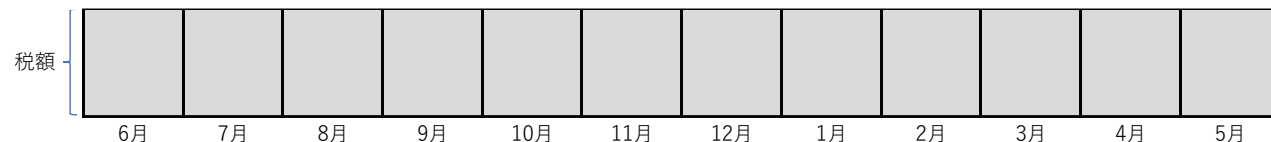
また、特別徴収税額通知書(納税義務者用)については、摘要欄に定額減税額および控除残額を記載します。特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)については、定額減税にかかる追加の記載はありません。

2) 給与所得にかかる特別徴収

- ① 令和6年度6月分は徴収せず、定額減税後の税額を令和6年7月分~令和7年5月分の11か月に分割して徴収します。(各月100円未満の端数については最初の月で徴収します。)

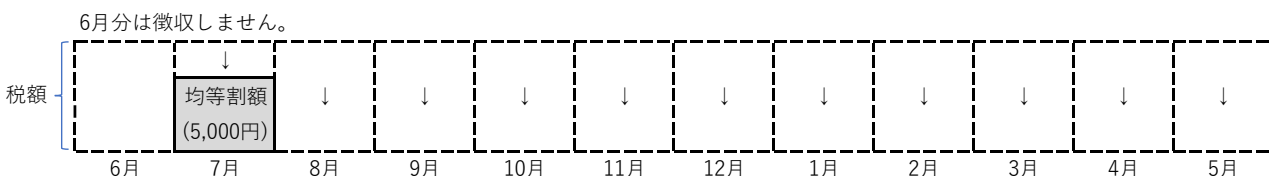


- ② 定額減税が適用されない方(合計所得金額が1,805万円超)については、通常通りの徴収方法(令和6年6月~徴収開始)で徴収します。



3) 給与所得にかかる特別徴収(税額が均等割のみの場合)

- ① 定額減税対象者のうち、定額減税の結果、均等割(5,000円)のみとなる場合(定額減税で所得割額が全額減税された場合)は、7月に均等割が全額徴収されます。



- ② 定額減税の対象ではなく、均等割のみが課税される場合は、通常通り6月に均等割額が全額徴収されます。



※個人の税額や定額減税額についてのご質問等については、個人情報保護のため特別徴収義務者様への回答は行っておりませんので、納税義務者ご本人様からお問い合わせください。お電話でお問い合わせいただく際は、ご本人様確認のため、必ず納税義務者用の税額通知書をご用意いただいたうえでご連絡くださるよう、納税義務者様にお伝えください。

4) 定額減税に関するご参考

①給付金

定額減税を適用し、減税しきれない場合には、別途給付金（調整給付）がご本人様へ直接支給されます。給付金の詳細は内閣府官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。（<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>）



②所得税に係る定額減税

所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>）



2. 納税義務者用通知の電子化に伴うお知らせ

1) 特別徴収義務者用の電子データよりも納税義務者用の電子データの方が遅れて届く場合がございます。

→自治体が納税義務者用の電子データを送信した日から特別徴収義務者様がダウンロードできるまでに最長6日かかる見込みであるため、納税義務者用の電子データの到着が遅れる場合があります。特別徴収義務者用の電子データの到着から1週間程度お待ちいただき、納税義務者用の電子データの到着がない場合にはご連絡ください。

2) 電子で特徴義務者用通知および納税義務者用通知受取を希望の場合の注意

①給与支払報告書提出時

受給者番号、メールアドレスの記載がない事業所については、特徴義務者用通知および納税義務者用通知を電子で送信することができないため、紙で通知書を送付いたします。特殊文字については空白に置き換えて送付しています。

②年度途中の新たに特別徴収対象者が増える場合の切替申請書の提出時

切替申請書の余白に必ず eLtax の納税者 ID、受給者番号、メールアドレスをご記載ください。記載がない場合、紙で通知書を送付させていただきます。

詳しくは eLTAX ホームページをご覧ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp>



電話（ヘルプデスク）によるお問い合わせは 0570-081459（平日9：00～17：00）

東大和市役所 課税課 市民税係 〒207-8585 東京都東大和中央 3-930
電話 042-563-2111（内線 1053～1055）
<https://www.city,higashiyamato.lg.jp>